

とちぎ笑顔つぎつぎカードが4月から 全国で利用可能になりました

■とちぎ笑顔つぎつぎカードとは？

18歳以下のお子様を養育する世帯と妊婦さんがいらつしやる世帯の方が、このカードを協賛する店舗や施設に提示すると、割引や特典などのサービスを受けることができます。

■全国で利用するには？

とちぎ笑顔つぎつぎカードが4月から全国（一部都府県を除く。）の「子育て支援パスポート事業」協賛店舗等で利用できるようになりました。全国で利用するには、全国共通ロゴマークが表示されたカードが必要です。

すでにカードをお持ちで、全国での利用を希望される方には、窓口で全国共通ロゴマークのシールをお貼りします。カードをお持ちのうえ、下記の受付窓口へお越しください。

■新規発行には？

カードの発行をご希望の方は、お子様の保険証や母子手帳等をお持ちのうえ、下記の受付窓口へお越しください。

■受付窓口

- ・こども福祉課（石橋庁舎1階）
 - ・健康増進課（きらら館）
 - ・市民課国分寺窓口
 - ・（国分寺庁舎1階）
 - ・市民課南河内窓口（南河内図書館2階）
- ※新庁舎開庁後は、こども福祉課のみの受付となります。



窓口でシールを貼ります

■有効期限

お子様が18歳に到達して最初の3月31日を迎えるまで

■ご利用にあたって

- ・カードの裏面にお名前・誕生年月を記入してください。
- ・カードに記入されたお子様や妊婦の方と同居するご家族に限り有効です。
- ・全国の協賛店舗等の詳細は、とちぎ未来クラブのホームページでご確認ください。

■問い合わせ先

- ・カードの配布に関すること
- こども福祉課 ☎(52)1114
- 協賛店舗等の確認
- とちぎ未来クラブ <http://www.tochigi-mirai.jp/>

一人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う皆様へ

これまでは1日に保育する乳幼児が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業（ベビーシッター事業）を行う場合は、届け出が必要でした。4月からは1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合は届出が必要となります。（ただし、事業所内保育施設、臨時に設置される場合等は除きます。）

■届出先

- ・認可外保育施設
- ・ベビーシッター事業者
- ↓施設・事業所が所在する都道府県（市経由）
- ・個人のベビーシッター
- ↓お住まいの都道府県（市経由）

なお、こどもの預かりサービスのマッチングサイトを活用して事業を実施している方は、利用しているマッチングサイトのURLを届け出る必要があります。

また、認可外保育施設及び認可外の訪問型保育事業者は、保護者が安心して子どもを預

けられるように積極的に研修を受講し、保育従事者の質の向上に努めることが必要です。1日に保育する乳幼児が5人以下の施設等は、研修の受講状況について、届出事項となっていますので、ご注意ください。

■問い合わせ先

- こども福祉課 ☎(52)1114
- ピンクレディーを踊ろう会参加者**
- UFOやペッパー警部の楽しいフレーズにあわせて踊りましょう。初めての方、ひとりでの参加も大丈夫です。

■日時 5月18日(水)

■場所

- グリーンタウンコミュニティセンター ホール
- 参加費 500円(会場費)
- 持ち物

動きやすい服装、タオル、スニーカー（外で使ったものは底を洗って使用可）

■申し込み・問い合わせ先

- 高橋 ☎(44)5035